

令和3年8月31日

健康管理ご担当者様

公益財団法人 八戸市総合健診センター
所長 岡本 道孝
(公印省略)

特殊健康診断結果票に関する取扱いについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当センターは、令和4年1月より田向地区へ新築移転いたします。それに伴い、昭和53年10月の開設当初より保存しております特殊健康診断結果票の保存期間を一般健康診断結果票と同様5年間とし、平成27年度以前の特殊健康診断結果票を廃棄することといたしました。

一般健康診断結果票および特殊健康診断結果票は、事業所（雇用者）が規則等に基づき保存する義務があり、保存期間は別紙に記載されているとおりです。

健診機関には保存義務は無いものの、顧客サービスの一環として特殊健康診断結果票の長期保存を行ってきたところですが、前述のとおり移転に伴う事業内容整備のため保存期間を変更することとしたものです。

つきましては、このような事情をご理解いただくとともに、貴事業所における特殊健康診断結果票の保存状況をご確認いただき、再発行を希望される場合は、下記のとおり当センター健診担当者までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 対象結果票 当センターで受診した法定および指導勧奨による特殊健康診断の結果票
2. 対象年度 平成27年度以前
(平成28年度以降は当センターで5年間保存しております)
3. 再発行料金 1件 1,100円(税込)
4. 申し込み期限 令和3年10月15日
5. 問い合わせ先 0178-45-9131(健診担当者まで)

以 上

健康診断の記録について

健康診断の記録は一定の期間保存する必要があります。

1 保存期間

法定の健康診断については記録の保存期間は、それぞれの規則等で定められています。

一般的には5年であり、医療機関におけるカルテ（診療録）と同じです。しかし、業務による有害要因のうちにはがん（職業がん）を発生させるものもあり、職業がんは当該有害要因のばく露開始から発病するまで数十年かかるものが少なくなく、このため健康診断の記録の保存も長期間に定めています。具体的には、次のとおりです。

健康診断の種類	記録の保存期間	説明	根拠規定
一般健康診断	5年		安衛則第51条
歯科医師健康診断	5年		安衛則第51条
有機溶剤健康診断	5年		有機則第30条
鉛健康診断	5年		鉛則第54条
四アルキル鉛健康診断	5年		四アルキル鉛則第23条
特定化学物質健康診断	5年	特別管理物質以外	特化則第40条第1項
	30年	特別管理物質（注1）	特化則第40条第2項
		当該業務従事開始日から30年	昭50.10.1基発第573号
高気圧業務健康診断	5年		高压則第39条
電離放射線健康診断	30年	（注2）	電離則第57条
除染等電離放射線健康診断	30年	（注2）	除染電離則第21条
石綿健康診断	40年	石綿作業離脱日から40年	石綿則第41条
じん肺健康診断	7年		じん肺法第17条第2項

注1 クロム酸及びその化合物、重クロム酸及びその化合物については、これらを鉱石から製造する事業場についてのみ30年保存が必要であり、その他の事業場は5年保存が義務づけられています。

注2 事業場において5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡すことでも差し支えありません。

指導勧奨（行政指導）による特殊健康診断の記録の保存期間は5年とする必要があります。

2 保存方法

事業者は、法令に基づき健康診断結果を記録する義務がありますが、保存は、書面等による保存のほか、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者などが行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」（平成17年3月31日基発0331014号）という通達により、コンピュータに備えられたファイル、磁気ディスクをもって保存することも認められ、この場合、スキャナによる読み取りも認められています。なお、保存に際しては以下の要件を満たす必要があります、これらに加えて個人情報保護法の規定にも留意しなければなりません。

前記の通達では、保存に際して次の要件を満たす必要があるとされています。

- ① 記録された保存義務のある画像情報について、故意または過失による消去、書換えおよび混同ができないこと。また、電子媒体に保存義務のある画像情報を記録した日付、時刻、媒体の製造番号など固有標識が同一電子媒体上に記録されるとともに、これらを参照することが可能であること。
- ② 同一の機器を用いて保存義務のある画像情報と保存義務のない画像情報の両方を扱う場合には当該機器に保存義務のある画像情報と保存義務のない画像情報のそれぞれを明確に区別する機能を有していること。
- ③ 電磁的記録について、保存義務のある画像情報を正確に記録することができること。
- ④ 電磁的記録について、記録された保存義務のある画像情報を、法令が定める期間にわたり損なわれることなく保存することができること。
- ⑤ 電磁的記録を圧縮した場合などの保管システムについて、記録された画像情報を正確に復元することができること。

※参考資料 働く人のための健康診断の実務

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会から抜粋